

改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

蜜蜂を飼育している方は、毎年、住所地を管轄する農林事務所に飼育届を提出してください。(手数料は不要)

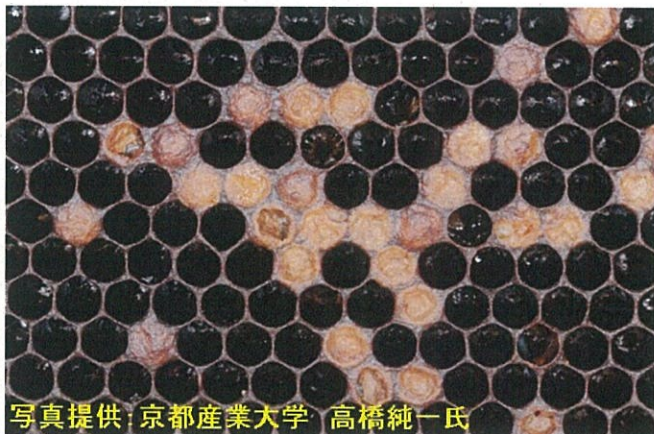
趣味で飼育する場合も届出が必要です。

なお、花粉交配用の一時的な飼育など、届出が不要場合があります。詳しくは農林事務所にお問い合わせ下さい。

蜜蜂を放置すると、周辺で飼われている蜜蜂の病気の原因になります。飼育をやめるときは巣箱や器具の消毒など、必ず適切に処置してください。

腐蛆病(ふそびょう)には特に注意！

腐蛆病は、蜜蜂の疾病の中で最も大きな被害をもたらす伝染病です。黒ずんで内側に陥没した有蓋巣房があったり、酸臭や醗酵臭がする場合は腐蛆病が疑われます。必ず最寄りの家畜保健衛生所にご連絡ください。



写真提供: 京都産業大学 高橋純一氏



写真提供: 京都産業大学 高橋純一氏

お問い合わせは農林事務所へ

福岡農林(福岡市中央区赤坂)	092-735-6126
朝倉農林(朝倉市甘木)	0946-22-2732
八幡農林(北九州市八幡西区則松)	093-601-8852
飯塚農林(飯塚市新立岩)	0948-21-4956
筑後農林(筑後市大字和泉)	0942-52-5106
行橋農林(行橋市中央)	0930-23-0382

衛生管理は家畜保健衛生所へ

中央家保(福岡市東区箱崎ふ頭)	092-633-2920
北部家保(嘉麻市漆生)	0948-42-0214
両筑家保(久留米市合川町)	0942-30-1037
筑後家保(筑後市大字和泉)	0942-53-2405